第 六 + 几 号 議 案

都 民 0) 健 康と安全を 確 保 す る 環境に 関 はする 条 例 0) 部を改正 する条例

右 0) 議 案 を 提 出 する。

令 和 二年二月十 九日

出 者 東 京 都 知事 小 池 百

合

子

提

都 民 0) 健康と安全を確保する 環境に 関する条例 0) 部を改 正する

都 民 0) 健 !康と安・ (全を確 保 する環境に関する 条例 平 成 十二年東京都条例 第二百 十五 号) 0) 部 を次のように改正する。

第百三十二条第一 号 中 及び準 住居地 域 を 準 住 居 地 域域 及び \mathbb{H} 袁 住 居 地 域 に改める。

第二十

几

条第一

項

中

13

0

61

て第二十

· 条 _

0)

下

13

(第二十

一条の二第二

一項で

準

用

する場合を含む。

を

加える。

表第一 <u>ニ</u>の 部 (圭) 0 項 中 「食 肉 錬 製 品 を 食 肉 練 製 品 K 改め

别 る。

别 表第 七 Ŧ. 0) 項 中 及び 第二種低層 住 居 専 用 地 域 を 第二 種 低 層 住 居 専 用 地 域 13 改 め、 第二 種 低 層 住 居 専 用

地

域 という。 ___ 0) 下 i. 及び \mathbb{H} 袁 住居 地 域 。 以 下 \mathbb{H} 遠 住居 地 域 という。 を 加 え、 0) 収 容施設」 を 「を入院させる

た 8 0) 施設」 に改 め

别 表第七 六の 部 第 種 X 域 0) 項 中 第八号を第 九号とし、 第 七 号 0) 次に 次 0) 号 を 加 える。

八 \mathbb{H} 袁 住 居 地 域

别 表第 七 七 0) 部 第 種 X 域 0) 項 中 - 第八号を第九号とし、 第 七 号 の次に 次 0) 号 を 加 える。

八 \mathbb{H} 袁 住 居 地 域

別 表第 +== 第一 種 X 域 0) 項第 几 号中 「前三号」 を 前各号」に改め、 同号を 同 項第五号とし、 同 項第三号を同項第

兀

一号と

同 項第二号 0) 次 13 次 0) 号を 加える。

 \equiv 田 袁 住 居 地 域

第 六 +兀 号 議 案 都 民 0) 健 康と安全を確保する環境に関する条例 0) 部を改正する条例

別表第十三 0) 部第 種区域 の項中第五号を第六号とし、 第四号を第五号とし、 第三号を第四号とし、 第二号の次に次の

一号を加える。

三 田園住居地域

別表第十三 二の部第 種区域 の項中第八号を第九号とし、 第七号の次に次の一号を加える。

八 田園住居地域

附則

この条例は、 令和二年四月一日から施行する。 ただし、第二十四条第一項の改正規定、 別表第一 二の部(生) 0) 項の改正規定

及び別表第七 五. 0) 項の改正規定 (「の収容施設」を「を入院させるための施設」 に改め る部分に限る。 は、 公布 0) \exists Iから

施行する。

(提案理由)

都 市緑地法等の一 部を改正する法律 (平成二十九年法律第二十六号)の施行による都 市 計 画 法 昭 和四十三年法律第百号

の改正を踏まえ、 工場及び指定作業場に適用する規制基準等に係る規定を改めるほか、 規定を整備する必要がある。